

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて決めました。

危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは

消防法では、指定数量（例：ガソリン 200 リットル、軽油・灯油 1000 リットル）以上の危険物を、許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いをすることはできません。

ただし、事前に消防長等の承認を受けた場合、10 日以内の期間に限り、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます。

【消防法第 10 条第 1 項（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行うことはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

東日本大震災の被災地では

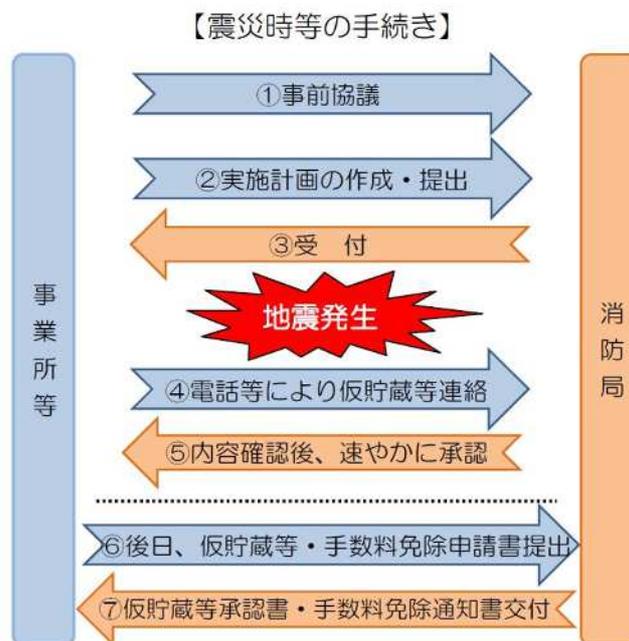
危険物施設（ガソリンスタンド等）が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたことなどにより、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を使用した給油や、避難所などの危険物施設以外の場所において一時的な危険物の貯蔵など、平常時とは異なる対応が必要になり、消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

【被災地で実際に行われていた事例】

- ドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い
- 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等
- 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

震災時の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等の被害状況により、危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことが想定される場合は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等について事前に消防局と協議し、実施計画書を提出しておくことで申請から承認までの手続を電話等によることができます。



【実施計画の作成が必要と思われる事例】

- ドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い
- 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等
- 地域防災拠点等でのドラム缶等による灯油、軽油の貯蔵・取扱い
- 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時に設備等が故障した場合に備えて、あらかじめ準備された代替機器を使用する計画がある場合又は停電に備えて非常用電源及び手動機器を使用する計画がある場合は、事前に変更許可申請又は届出をすることで、仮貯蔵・仮取扱いの申請をすることなく、それらの機器を使用することができます。

【事例】

- 給油取扱所において給油継続のための緊急用発電機の設置
- 地下貯蔵タンクから手動ポンプを用いた燃料の汲み上げ給油

問い合わせ先

相模原市消防局 危険物保安課 危険物班 042-751-9136